

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	公益社団法人日本都市計画学会	9010005017641	論文掲載料	132,000	-	令和7年10月27日 令和7年12月15日	-	公社	国認定
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	公益社団法人日本航海学会	9010605002522	論文掲載料	235,000	-	令和7年9月18日 令和7年10月15日 令和7年11月14日 令和8年2月20日	-	公社	国認定
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	公益社団法人日本工学会教育協会	5010405009077	論文投稿料	319,000	-	令和7年5月21,23日 令和7年9月25日 令和7年11月20日 令和8年3月9日	-	公社	国認定
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	公益社団法人日本工学会教育協会	5010405009077	論文掲載料	574,200	-	令和7年6月30日 令和7年9月22,24,25日 令和7年10月14日 令和8年1月30日 令和8年2月10日	-	公社	国認定
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	公益社団法人日本セラミックス協会	8011105004638	論文掲載料等	462,000	-	令和7年9月2日 令和7年11月4,5日 令和7年12月2日 令和8年1月6日 令和8年2月2,3日	-	公社	国認定
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	公益財団法人日本サッカー協会	8010005018665	講習受講料	110,000	-	令和7年9月17日	-	公財	国認定
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	公益社団法人精密工学会	9010005016288	論文掲載料	115,500	-	令和7年9月10日	-	公社	国認定
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	公益財団法人日本英語検定協会	1011105005386	受験料	381,500	-	令和7年4月10日 令和7年5月7,8日 令和8年3月10,31日	-	公財	国認定
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	公益社団法人土木学会	5011105004847	論文購読料等	218,882	-	令和7年4月1,10,11,23,30日 令和7年5月1,8,9,28日 令和7年6月10,11,16,19,30日 令和7年8月6,19,27日 令和7年9月1,10日 令和7年10月1日 令和8年2月5,9,20日 令和8年3月2,9,23,30日	-	公社	国認定
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	公益社団法人土木学会	5011105004847	論文投稿料	340,758	-	令和7年4月11,25日 令和7年5月9,12日 令和7年6月9,16,24日 令和7年7月30日 令和7年9月30日 令和7年10月22日 令和7年12月1,8,22日 令和8年1月26日 令和8年2月6,17日	-	公社	国認定
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	公益社団法人土木学会	5011105004847	論文掲載料	644,350	-	令和7年5月20日 令和7年6月6日 令和7年7月1,2日 令和7年11月7,12日 令和7年12月4,10,25日 令和8年1月7日 令和8年2月9日	-	公社	国認定
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	公益財団法人安全衛生技術試験協会	7010005000005	受験料	137,703	-	令和7年4月14日 令和7年8月25日 令和7年9月8,29日 令和7年10月1,22日 令和7年11月20,28日 令和8年3月23日	-	公財	国認定

(注)この他、独立行政法人国立高等専門学校機構については、会費支出として、「令和7年度における公益法人等への会費支出の状況」の表No.2、3、7が該当する。

【記載要領】

(注1)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注2)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

(注3)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。